

株式ミニ投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(契約の解除)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>附 則</p> <p>この約款は、平成<u>24</u>年<u>4</u>月1日より適用されます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、当社での株式ミニ投資の取扱い終了に伴い第13条第1項第6号により契約を解除する場合、お客様より前項の取扱いを希望する旨の申出がない限り、お客様の株式ミニ投資にかかる株式は株式累積(積立)投資約款に基づく株式累積投資の株式に移管します。株式累積投資の株式への移管にあたっては、移管を行う日に、株式累積(積立)投資約款に定める株式累積(積立)投資契約の申込みがあったものとみなし、株式累積(積立)投資口座を開設します。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この約款は、平成<u>30</u>年<u>2</u>月1日より適用されます。</p> <p><u>2</u> 株式ミニ投資にかかる権利等の取扱いは、<u>当社での株式ミニ投資の取扱い終了に伴い本契約が解除された以後も、本約款の定めに従うものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>